

阪南市後援名義の使用許可について

使用申請

- 1 後援を受けようとするときは、原則として、事業実施日の1か月前までに申請してください。
- 2 次の書類をご準備のうえ、阪南市役所総務部秘書人事課・秘書担当（市役所2階）へ提出してください。

（1）阪南市後援名義使用申請書（様式第1号）

（2）添付資料

- 団体規約・役員（構成員）名簿等の申請者（主催者）の概要がわかる書類（任意様式で可）
- 事業計画書（任意様式で可）
- 予算書（任意様式で可）
- 事業内容・後援名義の記載がわかるチラシ案等

その他、確認のため追加資料のご提出をお願いすることがあります。

- 3 申請はオンラインでも受け付けています。

<https://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/somu/gyoukaku/jouhou/online.html>

（お問合せ：総務部秘書人事課・秘書担当）

※ 「阪南市議会」及び「阪南市教育委員会」の後援名義関係は、それぞれ、議会事務局、教育総務課へお問い合わせください。

事業実施報告

事業終了後は、開催日翌日から1か月以内に報告書を提出してください。

（1）阪南市後援名義使用事業実施報告書（参考様式）

（2）添付資料

- プログラム等の事業実施内容がわかる資料
- 事業実施の決算書類等

阪南市後援名義使用承認に関する取扱要綱

平成20年3月17日決裁
令和3年2月16日一部改正
令和3年4月13日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間団体等に対する阪南市の後援名義（以下「後援名義」という。）の使用の承認に関し必要な事項を定めるものとする。

(承認の基準)

第2条 市長は、後援名義を使用しようとする事業（以下「申請事業」という。）の内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるものについて、後援名義の使用を承認することができる。

- (1) その目的が市民の生活文化の向上及び普及に寄与するものであること。
- (2) 広く市民一般を対象としていること。
- (3) 主たる目的を営利としないもの。
- (4) 特定の政党若しくは政治的団体、又は特定の宗教の利害に関わるものでないこと。
- (5) 宣伝性及び営利性が乏しく、事業の参加者に対して過重の負担を負わせないもの。
- (6) 類似の団体等相互の利害に著しい影響を及ぼし、紛争発生のおそれがないこと。
- (7) 公序良俗に反しないこと。
- (8) 事業の実施計画等が適正であり、客観的にその実施が可能であること。
- (9) 暴力行為、迷惑行為等の恐れがないこと。
- (10) 市又は教育委員会の行政施策に寄与するものと認められ、かつ、行政運営に関する一般方針に反しないものであること。
- (11) 主催者の存在が明確であること。

(12) 主催者の事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。

(13) 開催、開設等の場所は、公衆衛生及び災害防止に関し十分な措置が講ぜられていること。

(14) その他市長が特に不適当と認めたものでないこと。

(使用の申請)

第3条 申請事業の主催者（以下「申請者」という。）は、原則として事業開始の1月前までに、阪南市後援名義使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、定期的に実施する申請事業であっても、その都度、申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、申請者に対して、必要に応じ、次に掲げる書類を提出させることができる。

(1) 定款、規約、沿革その他の申請者の概要がわかる書類

(2) 申請事業の実施要綱、募集要項その他の事業の内容がわかる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(使用の承認)

第4条 市長は、承認の決定をしたときは、阪南市後援名義使用承認書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、後援名義使用の承認に当たり、必要な条件を付することができる。

(変更の届出)

第5条 前条の規定により後援名義の使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、申請事業に変更が生じた場合は、速やかに市長に申し出なければならない。

(後援名義の使用)

第6条 使用者は、申請事業に関し、市が後援している旨を表示する限度において、発行する印刷物等に市の名称及び市章（市の名称を併記する

場合に限る。)を印刷し、又はその旨を放送すること等により公表することができる。

2 市長は、使用者に対して、使用料の免除、職員の派遣その他の申請事業に係る物的又は人的な支援を原則行わないものとする。

(免責事項)

第7条 市長は、使用者及び第三者に対して、申請事業に係る損害賠償その他のいかなる責も負わない。

(承認の取消し)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正な行為により後援名義使用の承認を受けたとき

(2) 第5条に規定する変更の申出をしなかったとき

(3) その他の不適当な行為があったと認めたとき

(報告書の提出)

第9条 使用者は、申請事業終了後1月以内に、事業実施報告を書面にて市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用者が事業実施報告を書面にて提出しない場合は、以後当該申請者が実施する事業に対して、後援名義の使用を承認しないことができる。

(委任)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月16日決裁) (第6条市章使用許可関係)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和3年4月13日決裁) (様式第1号押印欄の削除)

この要綱は、決裁の日から施行する。